

## 「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備に係る設計施工監理業務事業者選定委員会要綱

### (設置)

第1 この要綱は、「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備に係る設計施工監理者(以下「設計施工監理者」という。)の選定に関し、透明性及び公平性を確保するとともに優れた提案を求めるため、「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備に係る設計施工監理業務事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 設計施工監理者の選定に関する事項。
- (2) その他連合長が必要と認める事項。

### (組織)

第3 委員会は、委員長及び委員4人以内で組織する。

2 委員長は、副連合長とし、委員は学識経験者のうちから連合長が委嘱するもの並びに長野市建築課長、事務局長及び環境推進課長をもって充てる。

### (任期)

第4 委員会の委員の任期は、第2に規定する任務が終了するまでの間とする。

### (委員長の職務等)

第5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第6 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第7 委員会の庶務は、長野広域連合事務局環境推進課が行う。

### (補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。